

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局代決専決規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 総括課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する こと。</p> <p>(6)～(44) [略]</p> <p>(45) 勤務時間等規則第22条の規定に基づき任命権者が別段 の定めをする勤務時間の割振り、週休日の振替等、超勤代 休時間の指定又は代休日の指定について承認すること。</p> <p>(46)～(63) [略]</p> <p>(総括課長専決事項)</p> <p>第6条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 企画指導監及び担当課長の超過勤務命令及び休日勤務 命令に関すること。</p> <p>(4)～(46) [略]</p> <p>(47) 「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等につい て」の通知（昭和39年1月31日付け39岩人委業第21号。以 下「期末手当等運用通知」という。）第15項第6号の規定 により協議に応ずること。</p> <p>(48) 期末手当等運用通知第22項第6号の規定により協議に</p>	<p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 総括課長の超過勤務命令、<u>休日勤務命令、宿直勤務命 令及び日直勤務命令</u>に関すること。</p> <p>(6)～(44) [略]</p> <p>(45) 勤務時間等規則第23条の規定に基づき任命権者が別段 の定めをする勤務時間の割振り、週休日の振替等、超勤代 休時間の指定又は代休日の指定について承認すること。</p> <p>(46)～(63) [略]</p> <p>(総括課長専決事項)</p> <p>第6条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 企画指導監及び担当課長の超過勤務命令、<u>休日勤務命 令、宿直勤務命令及び日直勤務命令</u>に関すること。</p> <p>(4)～(46) [略]</p> <p>(47) 「職員の特種勤務手当に関する規則の運用について」 <u>の通知（昭和35年4月12日付け35岩人委業第130号）第11 条関係第3項、第13条関係第10項及び第11項並びに附則第 23項及び第24項関係第3項に規定する人事委員会が認める 作業について承認すること。</u></p> <p>(48) 「特地勤務手当等に関する規則の運用について」の通 <u>知（昭和46年1月1日付け46岩人委業第10号）第3項、第 5項及び第9項の規定により協議に応ずること。</u></p> <p>(49) 「へき地手当等に関する規則の運用について」の通知 <u>（昭和35年10月7日付け35岩人委業第358号）第7項の規 定により協議に応ずること。</u></p> <p>(50) 「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等につい て」の通知（昭和39年1月31日付け39岩人委業第21号）<u>第 16項第6号及び第23項第6号の規定により協議に応ずるこ と。</u></p>

応ずること。

(49) 「特勤手当等に関する規則の運用について」の通知（昭和46年1月1日付け46岩人委業第10号。以下「特勤手当等通知」という。）第2項の規定により協議に応ずること。

(50) 特勤手当等通知第6項の規定により協議に応ずること。

(51) 「へき地手当等に関する規則の運用について」の通知（昭和35年10月7日35岩人委業第358号）第6項の規定により協議に応ずること。

(52) [略]

(53) [略]

(54) [略]

(55) [略]

(担当課長共通専決事項)

第7条 担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(4)～(10) [略]

(51) [略]

(52) [略]

(53) [略]

(54) [略]

(担当課長共通専決事項)

第7条 担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 職員の超過勤務命、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(4)～(10) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。